

令和5年1月27日

第 1 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和5年1月27日(金) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員6名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 古谷委員
堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員8名) 宮田委員 森田委員 坂本委員
森光委員 谷本委員 高橋委員
三本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (農業委員2名) 山口委員 鍋島委員

5. 出席職員 (事務局4名) 濱口局長 坂本次長
濱崎補佐 森本会計年度任用職員

6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和５年第１回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 濱口局長 本日は、４番鍋島委員、８番山口委員が欠席となっています。それでは、会長よろしくをお願いします。
議 長	中西会長 本日は、寒い中お集まりいただきありがとうございます。議案は少ないですが慎重なご審議をよろしくをお願いします。 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は６番 坂本委員、１２番 谷脇（裕）委員、よろしくをお願いいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について 番号１から番号３まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 番号１について、譲受人は、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間２２０日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が３０ａに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号２と番号３については、お互いの農地の交換になります。番号２について、譲受人は、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等から

	みて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間２２０日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が３０ａに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号３について、譲受人は、水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間２２０日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が３０ａに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第３条第２項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。
意 見	１１番 谷本委員 番号１については、何十年も野菜を作っている土地であり、譲受人の家のすぐ隣であり、問題ないと考えます。番号２及び番号３の交換に関しては、お互い納得の上での交換であり問題ありません。 中西会長 皆さんから他にご意見がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号１から番号３について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請の審議について を議題

議案説明	といたします。事務局より説明をお願いします。 濱口局長 【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	濱口局長 補足説明します。まず農地の区分については、第1種農地となります。関係条文は造成地の一部に所有地があるため、農地法第4条を含んだ第5条による転用となっています。県に確認しましたところ、造成地に自己所有地がある場合は、4条5条で複合した許可申請になるとのことです。申請地目は田3筆、畑3筆です。他、田1筆が譲受人の所有農地で、4条での申請になっています。内3筆は農業振興地域農用地区域からの除外を令和4年8月4日付けで受けています。 転用の目的は、現在は隣地で〇〇として多目的経営をしていますが、ここ数年の食糧・原材料・エネルギー等の不足による関係する物品の入手が困難になり、価格も高騰していることにより、購買倉庫を建設、また駐車場を整備し、物品の安定供給に努めようとするもので、昨今の世界情勢から鑑みても、やむを得ないものと認められます。 建築費は、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円は全額自己資金からの整備計画であり、特に問題ないと判断します。工期も、許可日から8月31日までとなっており、現実性には特に問題はないものと判断します。 造成面積3,365㎡および購買倉庫建築1,330.53㎡は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。 進入路は南側市道からとなりますが、管理課である市建設課に使用に関する許可・届け出は不要との確認をしています。なお、工事の際の使用・占有許可申請については、申請書を提出することを口頭で伝えています。 次に、排水計画につきましては、造成・排水計画により、雨水については、造成地の建築部分以外は全てアスファルト敷きのため、市道側溝に排水となります。また、倉庫・駐車場のため、生活排水等の汚水排水はないことから、問題ないものと判断します。 申請地周囲の状況ですが、周辺農地は2筆あり、その全て同意を得ていることから、問題ないものと判断します。
議 長 意 見	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。 6番 坂本委員 今回の申請については、令和3年6月の総会に転用を予定した農業振興地域内農用地区

	域からの除外が出されており、今後の建設計画も含めて現地の確認をしてきています。今回の申請に関しては、計画通り倉庫を建設するとの事で、主力品目であるミョウガの肥料培地等の安定供給を計る為に、倉庫の拡張が必要という事です。計画に変更もなく、問題はありません。
議 長	中西会長 他に皆さんからご質問、ご意見はありませんか。
審 議	中西会長 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条3項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】
補足説明	森本会計年度任用職員 【整理番号R4-26から整理番号R4-27について別冊をもとに朗読】 利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。 整理番号R4-26については、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は1人ですが、2人が専従者となっております。整理番号R4-27については借受人の主たる経営作物はミョウガ及びインゲンで、構成員は7人、うち2人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基

	本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、法人でないため今回は対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請2件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	濱口局長 令和4年第12回総会で保留した非農地証明願の取下げ願いについて 3条の下限面積の撤廃について 非農地証明願の取扱いについて
閉会宣言	中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第1回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時35分

その真正なることを証して署名する。

議 長

6 番

1 2 番